

平成 20 年 5 月 8 日

各 位

会 社 名 東洋紡績株式会社
代表者名 代表取締役社長 坂元 龍三
(コード番号 3101 東証・大証 各第一部)
問合せ先 法務部長 矢野 邦男
(TEL. (06)6348-3221)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、平成 20 年 6 月 27 日開催予定の第 150 回定時株主総会において、下記のとおり定款の一部変更について付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 変更の理由

- (1) 当社は、本日開催の取締役会において、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針を決定しました。さらに、当社は、この基本方針に照らして、不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止する取組みが必要であると考えており、その取組みの一つとして、当社株券等の大量買付行為への対応策（買収防衛策）について、その具体的内容を決定いたしました。当該対応策においては、その導入にあたり株主の皆様の意思を反映させるため、当該対応策に関する事項の決定を株主総会の権限とする根拠規定を当社定款に定めることが予定されておりますので、定款第 17 条前段を新設するものであります。また、当該対応策に基づく対抗措置としての新株予約権の無償割当て等の対抗措置については、取締役会決議でも行うことを予定しておりますので、かかる点を定款上明確化するために、定款第 17 条後段を新設するものであります。
- (2) 上記変更に伴い、条数の変更を行うものであります。

2. 定款変更の内容

定款変更の内容は別紙のとおりであります。なお、本件の詳細につきましては、本日別途公表いたしました「会社の支配に関する基本方針および当社株券等の大量買付行為への対応策（買収防衛策）に関するお知らせ」をご参照下さい。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日	平成 20 年 6 月 27 日（金曜日）
定款変更の効力発生日	平成 20 年 6 月 27 日（金曜日）

以 上

【別紙】

(下線は変更部分)

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第 3 章 株主総会</p> <p>(新 設)</p> <p>第<u>17</u>条 ｝ (略) 第<u>40</u>条</p>	<p style="text-align: center;">第 3 章 株主総会</p> <p>第<u>17</u>条 (買収防衛策) 当社は、株主総会の <u>決議により、当社の企業価値及び会社の</u> <u>利益ひいては株主共同の利益の確保及び</u> <u>向上のため、当社株券等の大量買付行為</u> <u>への対応策 (買収防衛策) に関する事項に</u> <u>ついて決定することができる。</u> <u>当社は、当該対応策に基づく対抗措置と</u> <u>して、取締役会の決議により、新株予約権</u> <u>者のうち一定の者に対する差別的行使条</u> <u>件及び取得条項を付した新株予約権の無</u> <u>償割当て又は会社法その他の法律及び当</u> <u>社の本定款上認められるその他の措置</u> <u>を行うことができる。</u></p> <p>第<u>18</u>条 ｝ (現行どおり) 第<u>41</u>条</p>

以 上